

# 1910年代末ジャワ糖業の栽培縮小問題をめぐる覚書

植 村 泰 夫

## はじめに

第一次大戦末の1917年後半ごろから1920年にかけて、オランダ領東インド植民地では深刻な食糧危機が発生した。その原因は、直接的には船腹不足と従来からの米輸入元たる大陸部東南アジア諸地域の凶作による輸入減、ジャワにおける18年末～19年初の旱魃、インフルエンザ流行などであるが、より根本的には熱帯特産物栽培に特化してきた植民地経済構造そのものに求められよう。

さて、これによる米価の上昇、社会不安の高まりに直面したオランダ植民地政庁は、米輸入に免許制を導入し自らが大量の外米を買付ける、あるいは内地米の買上げを実施し、また20年には米の強制供出制を導入するなどして得た政庁米を端境期に不足地へ供給するといった流通対策、一言で言えば米流通の独占をはかるとともに、もう一方では乾季米や陸稲、裏作物の栽培を奨励・強制し、また外領部の企業には労働者の食糧確保を指示し、更には政庁自らが機械化による大規模米プランテーションを設立することさえ構想した。

これらの諸政策がどの程度に食糧危機緩和に有効であったかは不詳だが、結果的には、20年11～12月ごろからの外国市場での米価値下りと余剰米の出現にもより、21年に入ると食糧事情は回復した。

以上のような状況の中で、食糧増産策の一環として提起され大いに議論を呼んだのが、小論で扱う砂糖キビの栽培の一律縮小であった。この問題は、当時、プランターを中心とするオランダ資本側と民族主義者との間における最大の対決点の1つとなった。以下、小論では、これをめぐる当時の議論を辿り、両者の主張の特徴を考えてみたい。

## 1. 「縮小論」の登場

食糧危機との関わりで砂糖キビ栽培の面積を縮小しようという計画が最初に登場したのは、1918年初である。この時、政庁は米輸入の停止という状況を見て、18～19年栽培の砂糖キビを20%もしくは25%縮小し、そこで食用作物を栽培するという構想を明らかにした。

さて、先ずこれに対する資本側の動きを見ると、この構想を東インドからの電報によって2月中旬に知ったオランダ本国の糖業主連合（Bond van Eigenaren van N.I.Suikerondernemingen）は、早速、23日には東インドの糖業シンジケート（Algemeen Syndicaat van Suikerfabrikanten in N.I.）代表宛に打電し、この計画に反対するよう指示している。そして、これを受けたシンジケートは、代表が東インド総督と会談し、縮小に伴う諸困難を説明した。この結果、糖業主連合が3月23日に受信した電報によると、総督は東インドの食糧危機の可能性や他所から食糧を供給できるか否か、縮小が住民に及ぼす不利な影響などを再調査することを約したという。

糖業主連合は、更に4月10日、植民大臣宛に「ジャワにおける砂糖キビ栽培の強制縮小に関する覚書」を提出、以下の5点にわたって見解を述べた。第1は食糧供給のために政庁命令で砂糖キビ栽培を縮小することが本当に必要かという点についてであり、仮に25%縮小したとしても増産できる米は1人当り年間4.5kati、1日当たりだと8g弱に過ぎず、この方法は食糧危機解決には役立たないという主張である。第2は、25%縮小によって住民が被る損失がどれだけかという点についてである。ここでは全体で $\text{fl}654\text{万}3841$ 、100万人の住民が糖業で働いていると仮定すると1人当り $\text{fl}6.5$ の損失になると計算される。また、同時に、ジャワでは米作面積400万バウのうち、なお裏作の余地が200万バウ残っているから、政庁は先ずここに米やトウモロコシを作ることや、生産合理化により米収量引き上げを計るべきだと主張する。第3に縮小の糖業に対する影響が問題にされる。即ち、先払い借地料を $\text{fl}45$ /バウと仮定すると $\text{fl}200\text{万}$ の損失が出ること、設備投資分も無駄になることが指摘される。第4には、縮小に伴う税収減少、運賃収入減少が東インド国庫や国鉄・私鉄にとって不利で

あると述べられる。第5は「食糧としての砂糖」という見出しがつけられており、砂糖は食糧としての価値が極めて高いから、現在ジャワで売れ残っている砂糖を住民の食糧として利用すべきだという主張である。

以上のように、ここでは全面的な縮小反対論が展開されており、後述する反対論の主要な論点はこの段階ではぼ出揃ったといえる。

次に民族主義グループの動きを見よう。この段階ではイスラム同盟の動きが注目される。即ち、18年3月、同盟本部は政庁に対して、食糧危機対策として10項目の要求を提出しているが、その第3項には「1918年から始めて、糖業の栽培面積を最低50%縮小し、空いた土地に蘭領東インド住民のため稲その他の食用作物を作ることが必要である」とあり、更に第5項には「政庁は、蘭領東インド全体の食糧不足を満たすため、別の土地を利用するか、もしくは上記の比率を引き上げ、上記の50%がジャワとマツラの不足のために使われるだけとなるようにする必要がある。」と述べられる。このように、ここでは政庁の提起を大きく上回る縮小が主張された。

さて、このような双方の対応の中で、4月4日に召集された食糧問題に関する会議では、縮小に反対する糖業主、理事官(Resident)側と、縮小を要求する住民側との意見が対立、また糖業支配人の中では意見が割れた。結局、この年の一律縮小は見送られることになるが、この間、3月の英領諸港でのオランダ船拘束や、ジャワ銀行の対糖業融資停止の動きなどが引金となって、多くの糖業は18年植付を自主的に縮小した。その比率は、平均すれば約15%にのぼった。

## 2. フォルクスラート6月会議における縮小問題

縮小問題は、この年の5月18日に開設されたばかりのフォルクスラートにおいて、早速議論の対象となった。まず、政庁を代表して Talma が行なった6月18日の演説における政庁の基本的立場を見よう。「政庁の根本的な考え方の1つは、空いた土地に食用作物を作らせる目的で原住民の商品作物栽培を制限する場合には、この転作により地域住民が活力を失い、このため経済生活に過

度の混乱が生じることのないように、充分慎重にすることである。砂糖キビ栽培の縮小に関する政庁の姿勢を左右してきたのも以上の考え方である。1917年における砂糖キビの栽培は約22万9000バウだから、20%の縮小は約4万6000バウである。1バウ当りの労賃は平均  $\text{fl}250$  だから、20%縮小による労賃収入の減少分は  $\text{fl}1150$  万となる。これは耐久力に全く乏しい人々の負担となる。なぜなら、一般に蔗園で働くのは住民の中のこの部分である。<sup>11)</sup>

つまり、縮小はとくに零細農部分に負担を強いることになるから慎重に考えるべきだというのが政庁の立場である。これに対して、縮小賛成派からは社会主義者の Cramer から次のような厳しい批判が出された。

彼は「政庁は、米不足がもたらしうる結果、即ち、米不足がたとえ比較的小規模であっても、ここ東インドでは（中略）かなり深刻な地方的飢饉をもたらすだろうという点、もし砂糖キビの栽培縮小を実施しなければ、今、既に、住民の間に広がっている砂糖キビ栽培に対する反感が益々ひどくなるという点を、今まで真剣に考えたことがあるのだろうか。このことにより、予想される労賃の減少の結果よりもっと深刻な社会的混乱を生じないと果していえるだろうか。」と述べ、政庁は食糧危機を過小評価していると批判する。次に、縮小地に米を2回作れば  $\text{fl}750$  万の収入があり、労賃減収分  $\text{fl}1150$  万からこれを引いた残り  $\text{fl}400$  万が住民の損失額だと計算し、この金額は小さくはないが、縮小地での増収分の米が市場に出て物価を下げることを考えれば、縮小は一概に住民にとって損失だとはいえないと反論する。<sup>12)</sup>

次にイスラム同盟の Abdoel Moeis（6月21日）、Tjokroaminoto（6月24日）の縮小賛成論を見よう。2人の議論は、もし縮小した場合に、それにより空いた土地をどう利用するかを論じている。Moeis はいう。「それは住民に返還されるべきか。それとも企業に米をつくらせるべきか。この問題は、人が思う以上に重大である。なぜなら、糖業が砂糖キビのかわりに一時のぎとして突然に米を作るとなると、住民にとってはあまり有利ではない。農園が米の栽培に転用されると、そこでは以前には1500人のクーリーが仕事にありついていたのが、おそらく150人の労働者しか生計を立てることが出来なくなるのであ

て、多くのクーリーは生計手段を失ってしまうだろう。だから、政庁が砂糖キビの栽培制限に踏み切るのなら、糖業に米を作らせるのではなく、人民に作らせるよう政庁に要求することが必要である。」「私の考えでは、糖業が、そこで米などの食用作物を作れるよう借入地を一時的に住民に返還するようさせることが、唯一の方法である。」また、Tjokroaminoto は、来年度はほぼ全ての糖業が操業停止にならざるを得ないだろうからこの問題が生じるとした上で、「空いた土地に米か裏作物を作らねばならないが、それは政庁が実施するか、もしくは政庁の資金援助のもとに住民が行なうかのいずれかであるべきで、企業に対しては、政庁の定めた価格で生産物を政庁に売り渡すことが義務付けられぬ限り、決して栽培をさせるべきではない……。」と述べる<sup>13)</sup>。細部に若干の違いはあれ、両者とも縮小地での糖業の食糧生産に反対する。

これらに対して反対論を展開したのが Schmutzer である。彼は、縮小により生じる空地は借地料を返済してもらって住民に返すのが一番望ましいが、多分、借地料返済は不可能だから「現在、いくつかの企業で問題の土地に関して適用されている分益小作 (deelbouw) のシステム」を適用して食糧生産を行なうのが良いと述べ、イニシャチブを糖業が取るべきことを主張した<sup>15)</sup>。

この他に縮小問題に直接言及した発言は、7月28日の Talma の Cramer に対する反批判<sup>16)</sup>のみで、この時期の議論は概して活発ではない。それは、おそらく、時期的に18年植付の規制が不可能であるという事情を反映していよう。それゆえ、いずれの議論も、砂糖の市況を睨みつつ19年植付を展望した内容となっているのが特色である。

さて、フォルクスラートで縮小問題が再燃するのは、翌19年2～3月の会議、即ち19年植付準備開始期にあたり、それへの対応を迫られた時期の会議においてであった<sup>18)</sup>。それゆえ、当然に議論は激しく全面的に展開されるが、それには次の2つの事情が影響を与えたと考えられる。第1は、18年の8月ごろからの糖価の上昇と輸出の回復ということであり、これにより糖業は自主的に栽培縮小しなければならぬ理由を失ったと思われる。第2は、年末に栽培縮小法案が政庁から公表されたことである。このうちの前者についてはかつて述べたこ

とがあるのでここでは触れないことにし、以下、後者の栽培縮小法案をめぐる動きについて検討してみたい。

### 3. 栽培縮小法案をめぐって

法案の全文は、A.S., 1918 II, p. 2295~p. 2303に政庁の付した解説とともに載録されている。全部で9条から成り、およそ以下のような内容を持つ。

第1条は、砂糖キビの19年植付の縮小率を規定したもので、栽培面積600パウ以下の糖業では、17年植付もしくは18年植付いずれか企業の選択した面積の90%以下、600~750パウの糖業では85%以下（但し、最低540パウの栽培は認める）、750~1250パウでは75%以下（最低637.5パウ）、1250パウを越える糖業では73%以下（最低937.5パウ）と定められた。ただ、場合によっては、この比率を特定の糖業について引き上げる権限を、内務長官に認めている。

第2条は、上の縮小率が、糖業が水田、畑地の両方で栽培を実施している場合、その各々に適用されること、また栽培区画が複数地方行政区に跨る場合には、それぞれの行政区毎に適用されるべきことを定めた。前者については縮小が収量の悪い畑地に集中することを防止するため、後者はこの法律の適用が地方長官に一任されるから必要であると解説される。

第3条は製糖工場が自作でない砂糖キビを17年又は18年加工量の75%以上加工することを禁止した条項である。専ら買上げ砂糖キビに依る製糖工場に対する規制と解説されるが、自作糖業が買上げ部分を増加させて1条の制限から逃れるという抜け道に対する防止策とも考えられる。

第4条では、糖業間の協議により、ある企業が規定の比率より上回って縮小した面積を、もう一方の企業が栽培面積に追加してもよいとされた。ただし、追加後の面積は17年もしくは18年の栽培面積を越えてはいけない。

第5条では、19年栽培面積の決定権が地方長官にあり（1項）、彼らが栽培区画の位置や広さを知って始めて栽培が許可されること（2項）、栽培許可を出す場合、1つのデサ内での栽培面積が17年又は18年の75%を越えぬよう留意

すること（3項）などが規定された。

第6条は、砂糖キビ栽培に伴い既に締結している借地契約を変更することに關する規定である。7条は罰則を定めたもの、8、9条はこの法律の施行細則である。

さて、この法案が公表されるに至った経過は、19年1月18日付の内務長官 H.C. Alting から総督 Van Limburg Stirum 宛書簡<sup>30)</sup>に示されている。それによると、この法案は総督から農工商務長官 Hoekman 宛に下された命令により、農事労役監督官 J. van der Marel が Alting と協議の上で作成した。そして、12月9～10日、Hoekman と Marel はジョクジャカルタにおいて13名の理事官と、関係農企業代表に対して説明を実施している。また Alting は同月17日付書簡13223/A.I.、18日付書簡13312/A.I. で、法案全文を解説とともに上記の理事官、糖業シンジケート代表及び王侯領農企業連合代表宛に送付し、意見を求めた。更に Marel は12月24日にスラバヤで開催された糖業シンジケート常任委員会にも出席するなどして、詳しい説明を行なっている。

既に見てきたように、この年の前半期には政庁は砂糖キビの栽培縮小にはあまり積極的ではなかった。それが法案作成という形で、縮小に向けて具体的に動き出したのは、一般的には10月19日のラングーン米輸出禁止、18年末の早魃<sup>31)</sup>などによって食糧危機の一層の深刻化のきざしが出てきたことによろうが、具体的に如何なる政治的判断に基づいたかという点は不明である<sup>32)</sup>。

いずれにせよ、法案に対する反応は様々であったが<sup>33)</sup>、それらの中で糖業シンジケートは1月9日、総督、内務長官宛に意見書を提出し、以下のように強い反対を表明した<sup>34)</sup>。

意見書は先ず、この法案が縮小の方法のみ述べ、その結果について無視していると抗議し、19年植付縮小の理由とされる20年の食糧不足見通しの根拠が示されていないと批判する。そして、仮に縮小を実施するとしても、それは(1)（食糧供給の）現状が極めて困難で、将来にわたっても注意を払う必要がある、(2)この状態が1920年にも生じることが確実、(3)食糧不足に対する方法が砂糖キビ栽培の縮小以外にない、(4)この方法が見込み通りの効果を上げるといふ4

つの条件があって始めてなされるべきだと述べ、以下、この4点を逐一検討している。

第1の点について意見書は、政庁は未だ食糧貯蔵状況を正確に把握しておらず、食糧消費節約や他から調達する努力も不充分と批判する。2点目については、英領インドが20年も凶作になりラングーン米が輸入出来ないと確実に言えるか、縮小地での米作の収穫は20年4～5月になるが、この時期は米が豊かである時期であり、縮小地での増産米の効果が出るのは20年10月～21年4月の端境期になるが、この時期まで米輸入の困難が続くのだろうかと疑問を呈するとともに、米不足と食糧不足が混同されており、米以外の食糧に対する注意が不足していると批判する。第3点については、本来食用作物を植えるべき土地が目的通りに使われていないとして例をいくつか挙げ、先ずこれを是正すべきだとする。4つ目の縮小の効果については、いくつかの理由を挙げて縮小地での栽培の成功を疑問視する。即ち、既存の米作分の水に加えて縮小地の雨季米作に給水するには水路の容量が不足すること、水が米作には不足の地域があること、プマリ灌漑区やマディウンでは砂糖キビを収穫して始めて農地が裏作物栽培に適するようになる、一部の他地域出身者の労働力にたよっている糖業では縮小地で米作を実施する人手が不足する、苗が充分あるのか疑問である等の理由が挙げられるのである。

次に意見書は25%縮小が実施された場合の経済的な結果について論じるが、この計算は先に触れた18年4月の糖業主連合の「覚書」の内容の引用である。また、これに続く「原住民にとって」「国家にとって」「他産業にとって」の経済的影響に関する部分も、ほぼ「覚書」の引き写しであり新味はない。ただ「政治的結果」の項が新たに付け加えられており、ここでは縮小によりデサ経済が悪化し、「住民を組織的に反糖業へと扇動し、常に縮小を主張している連中は、これにより、この2年間、組織的に糖業に対して播き付けてきた憎悪の念を一層激しく燃え上らせるのに絶好の宣伝機会を得るのである。」と、暗に民族主義者の運動を非難するのである。

ついで意見書は、縮小を実施するなら糖業の減収分を補償せよという主張を

展開した後、法案の1条1項、2条2項、3～7条について批判意見を述べ、あるものについては条文の修正案を提示する。この中で、シンジケート側が特に重視して反論したのが第5条であった。具体的に問題にされたのは、縮小後の栽培に地方長官の許可が必要とした2項で、これでは地方長官の許可のための調査に時間がかかりすぎるから、植付が大きく遅れる危険性があるとして、意見書では、糖業側が19年栽培計画を4月30日までに地方長官に提出し、地方長官はそれにより1ヶ月以内に許可するか否かを判断するなどの内容の修正案が提起された。

以上のシンジケート側の反対論を見て気が付くのは縮小比率それ自体に関するコメントが無いこと、法案に対して具体的な修正案を出していることである。このことは、シンジケート側が25%の縮小実施の確率がかなり高いと見て、一面では縮小に反対しつつも、もう一方では実施された場合の対応を考えていたことを示している。

さて、糖業資本側の反対論として今一つ挙げるべきは、糖業主連合が1月に植民大臣に提出した「第二覚書」である。そこでは、現在、砂糖市況も回復し糖業には営業縮小の理由が全くないのに、政庁は突然に25%縮小を公表した、植民省筋からの情報ではこの方法は植民大臣にさえ知らされず決められたのであって、何か隠された理由があるのではないかと推理が展開される。そして、その理由を、政庁がイスラム同盟や東インド社会民主同盟の運動に影響されて、政治的配慮から縮小実施を考えているのではないかと推測する。このように指摘した後、「第二覚書」は糖業主連合の結論を以下の5点に定式化している。

1. 一般に、ジャワもしくは蘭領東インドに、食糧不足は存在しない。
2. この不足が仮に存在するにしても、それは外国からの輸入や、現在休閑されている土地での食糧生産の拡大といった無理のない方法で救済できる。
3. ジャワ糖業の経済に、食糧不足のおそれがあるので栽培面積の一部を縮小すべきだというモットーを掲げて介入すべき必要性はありえない。
4. この行為はもし実行に移されたならば経済に反する行為であり、社会に損害を及ぼし、期待される食糧の増加によっても決して均合いがとれるも

のではない。

5. この行為は、実際になされたならば、糖業の存在をねたみ、それが東インドにとって経済要素として重要であることを認めようとする東インドの一革命政党の、粗野な要求に組するものと言えない。

このように、「第二覚書」では問題が極めて政治的に扱われている。さて、それではここで批判の対象となった民族主義運動側が、この法案が出たことに対してどのように対応したかという点、残念ながら今のところ材料不足で充分には論じられない。ただ、イスラム同盟が18年9～10月の第3回全国大会で縮小問題を議論したことは容易に想像できるし、またブディ・ウトモが2月にウェルトフレーデンで開いた集会では政府が縮小実施に動かないことに対する抗議が行なわれたとも伝えられる。いずれにせよ、このように具体的に縮小の方法が示され、それについての議論が出されたことにより、この時期には賛成派、反対派の対立はより切迫したものにならざるを得ない。以下、その状況を2～3月期のフォルクスラートの議論に見よう。

#### 4. フォルクスラートの2～3月会議における縮小問題

この時期の議論は、2月17日、農工商務長官 S. Mulder が政府の食糧危機対策を述べた中で、25%の縮小はラングーン米輸入交渉の結果が出るまで決定を控え、もし交渉不成立の場合には縮小問題を再検討するが、なお他に食糧生産の余地がないか調査する必要があると述べたのを受けて、同日の Gerritzen の反対論に始まり、3月3日に決議案の採決が行なわれるまでの間に合せて19名が発言した。これらの議事録を読むと、論点は(1)縮小は食糧危機解消に有効か否か、(2)縮小による経済的不利益をどう考えるのかの2点にはほぼ集中している。以下、この各々について賛成派、反対派の主張を検討し、対立点をさぐってみたい。

##### (1) 縮小の有効性について

縮小賛成の立場からこの点について最も体系的に意見を述べているのは Cramer である。その2月22日の演説によると、25%縮小により約6万バウの水田が19

年4月～20年10月の間、食糧生産に利用可能となり、雨季に米、乾季には乾季米と裏作物を半分づつ栽培すると、これは18ヶ月間に2回の米の収穫があると換算できる。1バウ当り収量を粳32pikol とすれば、 $6万 \times 32pikol \times 2 = 384万pikol$ の粳、米に換算すれば192万pikol、約12万トンの収量が得られる。ジャワにおける米の不足量は、政庁側の議論の根拠となった計算によると約40万トンだから、25%縮小により約30%の不足解消になるという<sup>29)</sup>。

同様の議論は、その前日の Abdoel Moeis の発言にもあり、バウ当り収量を30pikolとする点は違いが計算方法は同じである。Moeis は、こうして得られる180万pikolの米は、1人当りの米消費量が0.5kati/日だから5000万人が1週間食べるに充分な量であり、食糧不足が特に激しい期間を1ヶ月とすればこの間に1250万人が飢えから救われると述べて、縮小の有効性を説く<sup>30)</sup>。

これに対する反対派の反論は、賛成派の計算自体に疑問を投げかけることと、増産分は食糧危機解消にあまり役立たぬという2方向からなされた。これを Schmutzer の演説に見よう。Schmutzer は、賛成派の計算方法自体は正しいとしながらも、これらには天候や病虫害といった諸条件が考慮されていないと批判する。次いで、その諸条件の1つである灌漑面での難点を以下のように指摘する。即ち、18年自主縮小で砂糖キビ栽培を全部休止したゴンダン・リプロ糖業では、18年末の異常小雨に加えて、雨が来た時には水路容量が不足しており、全部を水田化することが出来ず、結局すべてに裏作物を植えることになった、これは砂糖キビが雨季には通常、水路から受水しないので、水路容量が小さいことに原因があるのだと言う。更に、乾季米についても、この糖業は全用水を利用できたのに半分しか収穫できなかった、また、これとは別の蘭印農業会社の経営する20糖業では、全体の10%にあたる4700バウの砂糖キビを自主縮小したが、ここに作った乾季米295バウ中の75バウ、陸稲125バウ中の85バウ、裏作物1645バウ中の265バウ、全体の65%が失敗であったという<sup>31)</sup>。

Schmutzer は更に、縮小面積を正確には5万7000バウだとして Cramer の方法に従って増産額を11万4000トンと算出した上で、これは18ヶ月間の生産量であるのに Cramer はこれを12ヶ月間の不足量と対比させて議論していると

批判する。ついで、米を自家消費分と不足を補う分とに分けて考えるべきだと  
して、自ら以下の計算を行なう。縮小地5万7000バウに8万5500人の土地占有  
者が居り、家族を含めた人口を37万6200人とする。収穫手間を収穫の1/7、1  
人当りの米消費量を年間2 pikol とすれば、米の増産量182万4000pikol から  
収穫手間と自家消費分の合計126万<sup>77</sup>pikol を引いた残りの36万4000pikol が市  
場に出る分である。もし、糖業が農民に分益小作で米を作らせれば、収穫手間  
分の1/7を除いた残りを農民と折半することになるから、78万2000pikol が販  
売用に糖業の手もとに残る。両方のケースを平均すると、5万7000バウの砂糖  
キビ休作地から約57万<sup>77</sup>pikol の米が、都市と外領の食糧不足の補充用として得  
られる。だから、もし仮に糖業を全部ストップさせたとしても、得られる補充  
用の米は225万pikol であり、全ジャワの不足分650万pikolから見てもはるか  
に及ばない。次に乾季米についても触れ、Cramer は45万6000pikol の収穫を  
見込んでいるがこのうち補充用に使えるのは14万2500pikol だとも述べている。  
また、全ジャワの年間米収量は4700万pikol だから乾季米は2回収穫してもこ  
の僅か2%にすぎないとも述べる。以上の、かなり怪しい計算から Schmutzer  
は「米の供給と米価の引き下げの点からは、砂糖キビ区画の縮小がどのような  
利点を有するのか理解できない。」と結論を出すのである。<sup>31)</sup>

同様にして、縮小は2%の米増産しかもたらさない (Birnie<sup>32)</sup>)、ジャワにつ  
いては1.5%、東インド全体だと1.3% (Gerritzen<sup>33)</sup>)、1人当たり4.5kati の増  
産にすぎない (Jacob<sup>34)</sup>) と、反対派は増産量の「少なさ」を、ことさらに強調  
する。また、これとは別に、Jagt の2月21日の議論<sup>35)</sup>のように、縮小地の主た  
る作物である乾季米の収穫は20年3～4月だから、現在の食糧危機を救う力に  
なりえないと、時期の点から縮小の有効性を否定する意見も出された。

以上の反対論に対して縮小賛成派は直ちに反批判を加えるが、それは次のよ  
うであった。まず、水路容量の不足の問題は特殊な例が挙げられており、政庁  
直轄地一般にはあてはまらないという。次に、自主縮小地での米作の失敗につ  
いては、その地味が悪かったこと、企業が先私借地料の返済を求めたこと、  
昼夜分水法のため米作地への給水が不十分だったこと、縮小が非組織的に実施

されたことなどの悪条件が重なったことによるという。時期の問題での批判に対しては、反対派は乾季米の収穫を過小評価していると反論する。<sup>36)</sup>

## (2) 縮小による経済的損失の問題

この問題での反対派の主張は18年の「覚書」以来の論点のくりかえしであるが、この時期に特に重点が置かれたのは、住民が損失を被るという点と、糖業の損失を政庁が補償すべきだという点であった。

先ず前者について見ると、Jagt の2月21日の演説では、土地占有者は通常なら雨季作収穫後に企業から借地料の支払を受けるのだが、それはなくなるし、また先払されている場合には返済せねばならぬ、更に糖業で働く労働者も減収となると述べられる。また Schmutzer は、自主縮小で植付を全面停止した南ジョクジャカルタの一糖業で住民側から営業再開要請があったこと、テガル地方イスラム同盟支部長が自主縮小は住民の収入源を奪うものだとして行政側に不満を述べたことなど、住民が糖業に現金収入源として強く依存していることを示す例を挙げ、本来、糖業に土地を貸すのは零細農であり、その多くは地稅支払のために仕方なくそうするのだから、糖業への貸出がストップすれば高利貸に頼らざるをえなくなり、土地を失ってしまいかねないと述べる。これらの主張は、いずれも、「だから住民救済策を実施すべきである。」<sup>37)</sup>という方向へは繋がらないのであり、専ら「だから縮小を中止せよ。」という方向で論じられる。その意味では、縮小の実施をあくまで阻止しようとする資本側の意志の表明であると言えよう。

これに対して、補償要求の方は、縮小が実施に移された場合に備えるという意味をも含むものである。Birnie は次のように述べている。「砂糖キビ栽培の強制的な縮小は、それが必要だとしても、それによって被る損失に対する補償なしに実施するのは困難である。……縮小を実施すれば国庫は約 $\text{fl}$  2700万を用意しなければならない。……2月7日の東インド財務報告によると、東インド国庫はジャワ銀行と本国政府に対して大きな負債をかかえており、その額は $\text{fl}$  1億6000万にもものぼるといふ。だから、東インド国庫からは支払出来ないから、 $\text{fl}$  2700万の補償支払のためには、本国政府かジャワ銀行にお願いしなけれ

ばならない。私は、政庁がこのfl 2700万の支払のため仲介の労をとると確約するのかどうか伺いたい。」<sup>39)</sup>

さて、これらに対する縮小賛成派の反論を見よう。まず、住民の経済的損失については、Tjokroaminotoのように糖業の操業停止によっても住民は減収にならないとする意見もあるが、一般には減収を認めた上での見解が多い。例えば Radjiman は縮小によって多数の労働者が職を失うという意見について「この議論は一面ではあたっているが、食糧不足に対する供給のため必要とされる縮小を止める理由にはならない。政庁は、この失業問題を、公共事業へ失業者を振り向けることによって解決できる。」と述べ<sup>40)</sup>、また Cramer は25%縮小が住民に与える損失額をfl 150万程度と計算し、これは主に賃金労働者が負担することになるとするが、それが住民の購買力を低下させるという見解に対しては「食糧がないのに現金を持っていても何も買えない。」と反論し、政庁が灌漑用貯水池工事などの公共事業を起して失業者を吸収するよう要求している。このように、住民の経済的損失に関する縮小賛成派の議論では、起りうる失業問題に公共事業という具体的対策を対置することによって、縮小実施に備えているところに特徴がある。

次に補償要求については、一様に問題にならないと反対する。例えばTeuwen の「この議論（補償要求）は、3世紀にもわたり、東インド住民の辛苦の中でこの地から奪い取られていった利潤が、どれ程大きいものであったかを言いわすれている。……この議論は、戦争のおかげによる商業作物の高値の結果、この4年間にどれ程の利益を上げたかを言いわすれている。……同時に、特に、上昇傾向にある市場で、現在の糖価がいくらなのか言うことを忘れている。」という発言<sup>41)</sup>は代表的なものであり、(1)今までの糖業の利益の大きさと比較すると縮小による損失額は微々たるものである、(2)現在の糖価高値により、損失分を引いてもなお糖業の利益は十分に大きいという2つの論理は、ほぼすべての反対論に共通している。また、これに加えて Cramer は、糖業は栽培面積拡大の際に政庁に対して増収に見合った額を納めたりはしない、また、住民商品作物栽培の制限に際して補償などなかったと述べて、補償要求を批判し

ている。<sup>46)</sup>

以上のような縮小の内容にかかわる議論に加えて、縮小実施の条件についても、反対派が当時進行中のラングーン米12万トン輸入交渉の成功に期待をかけていたのに対して、賛成派は輸入か縮小かの二者択一の立場をとらず、交渉の成否にかかわらず実施すべきだと主張した。<sup>46)</sup> こうして、両者の議論は全く平行線のまま3月に入る。そして、2つの決議案が提出されることにより、フォルクスラートの議論は決着へと向うのである。

第1の決議案は、3月1日に急進連盟 (Radicale Concentratie)<sup>47)</sup> に属する Cramer, Sastrowidjono, Tjokroaminoto, Abdoel Moeis, Teeuwen, Tjipto Mangoenkoesmo が共同提案したもので「フォルクスラートは、食糧問題をめぐる本会議での討論によって、政庁が近い将来において東インドを食糧の欠乏から確実に防ぐことは出来ないということが明らかになったことに鑑み、政庁が人民の悲劇を回避するためにあらゆる手をつくすこと、このため、第一に砂糖キビ (及びその他の商品作物) の栽培面積を少なくとも25%縮小することに踏み切るよう要求する…」<sup>48)</sup> という内容である。第2のものは3月3日に Schuman, Waworoentoe, Atmodirono, Djajadiningrat の4名が共同提出したもので「フォルクスラートは食糧供給についての政庁の声明に接し、政庁が現在までに食糧不足と闘うため実施してきた措置を高く評価し、政庁がこの道を力強く更に進み、食糧の必要を完全に満たすことのできる別の方法がない時には、商品作物の栽培に介入することも辞さぬということを、信頼するものである。」<sup>49)</sup> と述べている。内容から明らかなように、前者は縮小賛成派の主張をそのままとめたものであり、後者は縮小に反対こそしていないが、縮小ということを明確には言わず、「別の方法」に期待をかけるという点では反対派の心情にも合致するものであった。後者の提案者がどのようなグループに属するのかを論じる余裕はないが、会議での彼らの発言を読む限りでは賛成派、反対派の中間的な立場をとっている点で共通している。<sup>50)</sup>

さて、両決議案ともに3月3日に採決された。前者は10対20で否決されたが、提案者の6名の他に Mohammad Tjajeb, Mas Ngabehi Dwidjo Sewojo, Alatas

及び Hinloopen Labberton の4名が賛成した。これに対して後者は27対2で可決されており、この時に反対したのはイスラム同盟の Abdoel Moeis と Tjokroaminoto だけであった。前者に賛成した10名のうちの7名までが、一見してそれとは相反する内容を持つ後者にも賛成したということは非常に興味深いことであり、当時の民族主義者の活動を考える上では様々な問題を提起するものではあるが、今はただ事実を指摘するにとどめておく。

いずれにせよ、この採決の結果、少なくとも縮小問題が公の場で議論される時期は終了したのである。

### おわりに

最後に、その後の縮小問題の展開を見ておきたい。採決から1週間ほど後の3月11日、東インド総督は植民大臣に宛てて、シンジケート農業部長は、糖業が蔗園の造成の際に対応できるように、5月中旬に生じるかもしれない砂糖キビ区画縮小の必要性に対して準備をしているという内容の電報を打っている。これは縮小を実施するか否かの最終判断が5月中旬に下されるということを示唆するものだが、この点はシンジケート栽培部長 Harreveld の4月16日の文章に、19年3月15日に農業部長から受け取った書簡 No.29768/Aによれば5月中旬に19年栽培の縮小を実施するか否かを決定するとあったと書かれていることから裏付けられる。もっとも、Harreveld はこれにつづく部分で、既に植付の準備を始めている企業もかなりあるから、時期的に見て5月中旬に縮小実施の決定が出ることはまずありえない、だから今、即ち4月中旬の段階で糖業がなすべきことは、怠りなく栽培準備をすることだといった内容のことを述べている。

さて、結局、事態は Harreveld の予想通りに進むことになった。*Indische Gids* 誌1919年版p.1021が載せるところによると、糖業シンジケート書記はスラバヤでの記者会見において、砂糖キビ栽培の縮小を実施しないとする政庁からの公式通達を受け取ったことを明らかにしたという。この年の初めのラングーン米輸入交渉が失敗に終わったことからすると、政庁が何を根拠に縮小取り止め

の判断を下したのかは定かでないが、この記者会見と同時に掲載された農務長官からの廻状に、ジャワでは米は不作だが裏作物は西ジャワのカッサバをはじめ大豊作であると述べられていることなどからすると、政庁は米の不足を他の作物で補うという方針を採用したと推測される<sup>55)</sup>。この意味では、プランテーション資本の要求に沿った解決策が採られたのであった。

表1. 米輸入状況

年	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917
輸入総量(1000t)	620.20	452.31	506.62	471.20	583.36	692.68	754.52
ジャワ・マツラ	396.19	245.58	258.41	215.74	333.76	390.76	406.49
外 領	324.01	206.72	248.21	255.45	249.61	301.92	348.02
輸入元別							
中 国	10.80	3.12	0.72	0.24	2.56	0.03	0.03
シンガポール	156.32	118.66	161.48	143.20	188.92	288.41	384.75
ベンガル・ビルマ	343.08	268.84	130.37	89.02	98.74	212.14	146.94
タ イ	37.69	16.30	34.63	29.66	49.12	30.37	35.70
サイゴン	38.11	2.12	141.26	161.33	206.89	104.52	127.50
米価指数	95	110	100	97	95	102	110
年	1918	1919	1920	1921	1922	1923	
輸入総量(1000t)	718.48	276.92	223.13	764.32	624.56	417.62	
ジャワ・マツラ	412.52	141.92	114.33	576.54	400.77	199.90	
外 領	305.95	135.01	108.80	187.78	223.78	212.72	
輸入元別							
中 国	0.03	5.82	2.06	8.99	0.62	0.02	
シンガポール	371.46	88.62	40.49	177.92	153.28	121.11	
ベンガル・ビルマ	135.63	3.87	25.85	99.91	148.84	157.83	
タ イ	61.27	115.44	1.17	71.65	69.24	77.49	
サイゴン	68.69	60.78	140.54	389.82	222.51	36.94	
米価指数	140	141	228	192	141	131	

(出所) W. M. F. Mansvelt, P. Creutzberg (ed.), *Changing Economy in Indonesia*, vol. 4, table 1及び6

表2. 1918～1921年月別ジャワ・マズラ平均米価（1 pikol当り）

	1918	1919	1920	1921
1月	fl 4.76	fl 6.63	fl 7.35	fl 7.54
2月	5.16	6.51	7.05	7.36
3月	5.01	5.99	6.98	6.98
4月	4.69	5.27	6.74	6.23
5月	4.53	4.75	6.75	5.91
6月	4.54	4.63	6.68	5.96
7月	4.52	4.90	6.82	6.33
8月	4.60	5.14	6.90	6.76
9月	4.80	5.37	7.05	6.97
10月	5.08	5.62	7.43	6.95
11月	5.50	6.40	7.65	6.86
12月	5.99	6.74	7.67	6.90
年平均	4.93	5.66	7.09	6.14

(出所) *Verslag omtrent Handel, Nijverheid en Landbouw in Ned.-Indië gedurende 1921*  
p.191～p.192

表3. ジャワ・マズラ食用作物栽培統計

年	1917	1918	1919	1920	1921
水田栽培稻	3999	4106	4198	3897	3690
陸 稻	618	573	639	644	428
トウモロコシ	2280	2217	2728	2785	2104
カッサバ	765	1076	1023	1144	1107
サツマイモ	262	448	408	378	275
大 豆	264	227	223	229	226
ピーナッツ	324	311	244	285	279
その他の豆類	341	408	361	324	303

(単位) 1000バウ (1バウ≒0.7ha)

(出所) *Verslag omtrent Handel, Nijverheid en Landbouw in Ned.-Indië gedurende 1921*  
p.192

## 註

- 1) 深見純生「インドネシアにおける労働運動の形成と展開」（『歴史学研究』515号）p.58～p.60, *Mededeelingen der Regeering omtrent enkele onderwerpen van algemeen belang (afgesloten 1 Januari 1919)* p.45～p.53など参照。
- 2) 砂糖キビを中心とするプランテーションの拡大により、ジャワは19世紀後半から米の輸入地域となる。1910年代～20年代初の輸入状況については、表1を参照。
- 3) これらの諸政策については、前掲 *Mededeelingen (afgesloten 1 Januari 1919)* p.45～p.53, *(afgesloten 1 Januari 1920)* p.113～p.119, *(afgesloten 24 Maart 1921)* p.51～p.55, 及びフォルクスラート1919年2月17日会議における農工商務長官 Sibinga Mulder の演説 (*Archief voor de Suikerindustrie in Ned.-Indië 1919 I*, p.551～p.589 所収、以下、本誌はA.S.と省略) に詳しい。なお、フォルクスラートでの発言は、本来ならその議事録 *Handelingen* を見るべきだが、本稿ではその中の糖業関係の議論の抜粋集 (A.S.所収) によった。したがって、*Handelingen* のページ数はいちいち示すことを省略した。
- 4) *Mededeelingen (afgesloten 24 Maart 1921)* p.55, *Verslag omtrent Handel, Nijverheid en Landbouw van Ned.-Indië gedurende 1920*, p.168～p.169, 1921, p.191～p.192などを参照。なお、18～21年の月別平均米価を表2に示しておいたが、これからも21年に入って食糧事情が安定することがうかがわれる。
- 5) A.S. 1918 I, p.1135
- 6) *2e Nota over de Gedwongen Inkrimping van Suikerrietaanplant op Java*, 1919, p.1 参照。この覚書は19年1月に糖業主連合が植民大臣に提出したもので、7)の覚書に次ぐ二番目の公式見解の表明である。A.S.1919 I, p.859～p.883にも所収される。
- 7) *Nata over de Gedwongen Inkrimping van Suikerrietaanplant op Java*, 1918, p.1～p.7, この文書は、前掲*2e Nota*の付録1及びA.S. 1918 II, p.1530～p.1540に所収。
- 8) もっとも糖業資本側に縮小論がなかったわけではない。例えばバスマルアン糖業試験場栽培部長 Harreveld は、1918年6月2日付論文で19年植付全面停止を主張している。但、それは専ら大量の売れ残りを抱え、売れる展望のない砂糖輸出の現状を考えての主張であり、食糧供給面からは大して役に立たぬと述べている。A.S. 1918 I, p.1135を参照。
- 9) フォルクスラート1919年2月20日会議における Tjokroaminoto の演説中に引用。A.S. 1919 I, p.618を参照。
- 10) 拙稿「1910年代ジャワ糖業と農民経済」（『史学研究』169号）p.26～p.28を参照。なお、オランダ船拘束は5月まで続いた。
- 11) A.S. 1918 II, p.2216～p.2217
- 12) 6月20日の演説。A.S. 1918 II, p.2226～p.2231

- 13) A.S. 1918 II, p.2233~p.2234
- 14) A.S. 1918 II, p.2235~p.2236
- 15) 6月24日の発言。A.S. 1918 II, p.2237~p.2241
- 16) A.S. 1918 II, p.2258~p.2260
- 17) ジャワ糖業では、一般に6月に入ると苗の植付にかかってしまうので、この時期以降の他作物への転作は不可能である。
- 18) それに至るまでのフォルクスラートでは、11月16日に Cramer が若干の政庁批判を述べているにすぎない。なお、Schmutzer のフォルクスラート3月1日会議での発言（A.S. 1919 I, p.1165）によると、糖業シンジケートは8月末にもこの問題を議論しているようだが、詳細は不明である。
- 19) 前掲拙稿参照。
- 20) P.Creutzberg(ed.), *Het Economisch Beleid in Nederlandsch-Indië, tweede stuk*, 1974, p.249~p.258所収。
- 21) この間の事情については、*Koloniaal Verslag, 1919*, p.261, 1920, p.253~p.255などを参照。
- 22) 19年植付縮小は、糖業主連合が12月3日に東インドから受け取った電報によれば、Talma がフォルクスラートで政庁が来年度の砂糖キビとタバコの縮小を指示すると言明したというから、12月初には既定の方針となっていたようだ。これについて、糖業主連合は、ロシア革命およびオランダ本国での18年総選挙などを背景にしたイスラム同盟や東インド社会民主同盟の活動の高まりに東インド政庁が妥協したものと見て非難している。詳しくは *2e Nota*, p.11~p.12を参照。
- 23) 前引の内務長官から総督宛の書簡によると、説明会などにおいて理事官はさしたる意見表明をせず、また王侯領の理事官は積極的支持を表明したなどが述べられる。詳しくは P.Creutzberg, *op. cit.*, p.249~p.250, p.253~p.254を参照。
- 24) この意見書は総督宛の縮小論批判と、内務長官宛の法案批判の2つの部分からなるが、ここでは便宜上、1つの意見書として扱う。全文が A.S. 1919, I, p.81~p.102に載録される。
- 25) 註6)を参照。
- 26) *Mededeelingen... (afgesloten 1 Januari 1920)* p.27など参照。
- 27) A.S. 1919 I, p.583
- 28) A.S. 1919 I, p.680~p.681
- 29) A.S. 1919 I, p.635, なおHinloopen Labberton も3月1日に同様の発言をしている。A.S. 1919 I, p.1189
- 30) 2月22日の演説。A.S. 1919 I, p.700~p.702
- 31) 3月1日の演説。A.S. 1919 I, p.1169~p.1175
- 32) 2月20日の演説。A.S. 1919 I, p.620
- 33) 2月28日の演説。A.S. 1919 I, p.1073, なお彼は2月17日の演説では、米の増収は3%だ

- と述べている。 *ibid*, p.587~p.589参照。
- 34) 2月27日の演説。A.S. 1919 I, p.961
- 35) A.S. 1919 I, p.636~p.638
- 36) Cramerの2月22日の発言 (A.S. 1919 I, p.680~p.681) 及び3月1日の発言 (*ibid*, p.1175~p.1184) を参照。
- 37) A.S. 1919 I, p.636~p.638
- 38) 2月22日の演説。A.S. 1919 I, p.695~p.703
- 39) 2月20日の演説。A.S. 1919 I, p.619~p.623
- 40) 3月1日の演説。A.S. 1919 I, p.1159~p.1160
- 41) 2月20日の演説。A.S. 1919 I, p.623~p.624
- 42) 2月22日の演説。A.S. 1919 I, p.684~p.685及び3月1日の演説。A.S. 1919 I, p.1181~p.1183
- 43) 2月27日の演説。A.S. 1919 I, p.615~p.689
- 44) 2月22日の演説。A.S. 1919 I, p.688~p.689
- 45) 例えば3月1日の Schmutzer の発言などを参照。Schmutzer は、このラングーン米の他にも、バンコクからヤシャムから米を買うことが出来ているから、19年の米不足見込の70万トンはある程度まで埋まると楽観的な見通しを展開している。A.S. 1919 I, p.1169を参照。
- 46) 2月22日の Cramer の発言及び2月28日の Abdoel Moeis の発言。A.S. 1919 I, p.682~p.683及びp.1078~p.1079参照。
- 47) 18年1月のオランダ本国の政変後に、フォルクスラート内で、ブディ・ウトモ、イスラム同盟中央、インスリンデ及び東インド社会民主同盟の代表者が結成した非公式なグループである。詳しくは Van Niel, *The Emergence of the Modern Indonesian Elite*, 1960, p.144, p.152, p.172, p.174, p.183~p.184, p.189などを参照。
- 48) A.S. 1919 I, p.1163
- 49) A.S. 1919 I, p.1230~p.1231
- 50) 例えば Schuman の3月1日の発言では、前者の決議案に賛成しない理由を「これによると砂糖キビ面積の縮小が前面に出ているが、我々は縮小に伴う経済的困難ゆえに、縮小を支持したいが、それはギリギリになって始めてそうするのだ。」と述べている。A.S. 1919 I, p.1186~p.1187。また Atmodirono の2月21日の発言では、縮小が本当に必要なら遅れるべきではないが、住民経済にどう影響を与えるか判断がつかない、糖業の損失は糖業自身で容易に負担できるから補償など要求すべきでない」と述べる。A.S. 1919 I, p.638~p.639
- 51) この時、Prangwadono と Radjiman は賛成の意志表示を電報で送ってきたが次席、また Stokvis, Atmodirono, Kamil, Abdoel Rivai, Koesoemo Oetoyo, Ketner, Stibbe の7名は何らかの理由で採決に加わっていない。なお、当時のフォルクスラート議員について

の一覧は S.L.van der Wal(ed), *De Volksraad en de Staatkundige Ontwikkeling van Ned.-Indië*, 1964のp.221~p.224を参照。

52) 前者に賛成した Alatas は後者の採決には加わっていない。

53) P.Creutzberg, *op.cit.* p.288~p.289

54) "Inkrimping van Suikerrietaanplant en de voedselvoorziening van Java"  
(*Korte Berichten van de Cultuuraafdeeling te Pasoeroean*, Landbouwkundige serie No. 3 1919所収 mimeograph) p.10~p.11

55) 表3に示した各食用作物収穫面積から明らかなように、この時期には米もたしかに増えてはいるが、むしろトウモロコシ、カッサバの拡大が目される。

東洋史学助教授

*A note on the problem of shrinking of  
the cultivation of sugar plantations in  
Java at the end of 1910s*

Yasuo UEMURA

From about the end of 1917 until 1920 Netherlands India fell into serious shortage of provisions because of the stop of rice import, etc. In this circumstance the colonial government announced a plan of 20 or 25%’s shrinking of the cultivation of sugar plantations in Java in 1918. This was welcomed by the nationalist groups, but the planters made objections fiercely. After all, this plan wasn’t excuted in that year. At the end of that year, however, perhaps because of the much worse situation of rice import and bad weather condition the colonial government issued a draft of regulation which stipulated the way of shrinking in 1919 detailly. After that time this was one of the most serious themes of dispute between the nationalist groups and the capitalists group of the planters in Volksraad in February and March. The points of issue were as follows, whether this shrinking should be helpful for food supply or not and whether this should worsen the people’s economic conditions or not. After fierce discussions Volksraad voted against this plan, and finally in May the colonial government decided to cancel this plan.